

第 2 2 回新発田市入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	平成 2 3 年 6 月 8 日 (水) 新発田市役所別館 2 階会議室	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつ</li> <li>・議事 <ul style="list-style-type: none"> <li>( 1 ) 抽出工事等の審議について</li> <li>( 2 ) 第 2 3 回委員会開催に伴う抽出委員の指定について</li> <li>( 3 ) その他</li> </ul> </li> </ul>	
委 員 ( 委員数 5 名 ) ( 出席数 5 名 )	委員長 柳 則行 ( 弁護士 ) ( 出席 ) 委員 山田 耕太 ( 大学教授 ) ( 出席 ) 委員 八木 庸一 ( 税理士 ) ( 出席 ) 委員 若桑 昭男 ( 公募委員 ) ( 出席 ) 委員 加藤 康雄 ( 公募委員 ) ( 出席 )	
審議対象期間	平成 2 3 年 1 月 1 日 ~ 平成 2 3 年 4 月 3 0 日	
抽出案件	6 件 ( 対象工事総件数 6 6 件 )	
制限付 一般競争入札	6 件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下補第 1 0 号 新発田北部処理分区 ( 8 3 9 - 1 他 1 ) 管渠工事</li> <li>・下单第 1 6 号 新発田北部処理分区 ( 8 6 6 他 1 ) 管渠工事</li> <li>・集宮補複第 2 号 農集排宮古木舗装復旧その 1 4 工事</li> <li>・下補第 1 2 号 新発田北部処理分区 ( 8 4 0 他 1 ) 管渠工事</li> <li>・下单第 1 5 号 新発田北部処理分区 ( 9 1 6 5 - 1 他 7 ) 管渠工事</li> <li>・拡第 1 2 号 配水管布設 ( 第 7 - 1 工区 ) 工事</li> </ul>
公募型 指名競争入札	0 件	
通常 指名競争入札	0 件	
随意契約	0 件	
委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり	

委員会による意見の 具申内容	特になし
その他	傍聴者 3 名

意見・質問	回答
<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 抽出工事等の審議について</p> <p>(発注工事総括表、発注方式別工事一覧表について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3月11日に地震があったが、昨年度と今年度を比べると今年度の工事件数が少ない。特に下水道建設課と水道局の工事が極端に少なくなっている。新発田市の公共事業は、地震による影響があったのか。</li> <li>・水道局の発注件数が3月と4月は無いが、その理由は。</li> </ul> <p>(総合評価について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回総合評価が1件しかないが、市で決めている年間目標は大丈夫か。</li> <li>・総合評価の年間目標件数を達成したら、そ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道工事が少なくなった大きな要因としては、国の制度の関係である。昨年度は債務負担行為による翌年度の前倒し工事が9件あったが、今年度は国の制度が社会資本整備交付金に変わり、債務負担行為が無くなったため件数が減っている。特に地震の影響はない。</li> <li>水道局の発注は平成22年度が1件少ないが、理由は下水道工事に伴う移設工事が平成22年度に2件減っているためである。年間では平成22年度は4件少ない。特に地震の影響はない。</li> <li>・原則、年度内工事であるため、工期の関係で3月の発注がなかった。4月については、早期発注したかったが、発注の準備が間に合わなかったためである。</li> <li>・平成22年度の年間目標件数は30件であり、今回の抽出案件である集宮補復第2号が最終の30件目である。目標件数は達成している。</li> <li>・担当課の意向により、必要なときは総合評</li> </ul>

<p>れ以上、総合評価は行わないのか。</p> <p>( 集宮補復第 2 号 農集排宮古木舗装復旧 その 1 4 工事 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・舗装工事が必要な入札にアスファルトフィニッシャーを持っていない業者が入札参加することはあるのか。</li> </ul> <p>( 下单第 1 5 号 新発田北部処理分区 ( 9 1 6 5 - 1 他 7 ) 管渠工事 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道工事では管路延長が長ければ長いほど、マンホールが多ければ多いほど金額が高くなるのが一般的だが、下補第 1 0 号と下单第 1 5 号の工事を比べると、下单第 1 5 号の方が管路延長が長く、マンホールの数が多いが、下補第 1 0 号の工事の方が下单第 1 5 号より 2 倍近く契約金額が高い。どのような理由か。</li> <li>・推進工法、開削工法は地域によって選択するのはあるのか。</li> </ul> <p>( 下水道建設課発注の抽出工事 5 件について )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・今回の抽出案件は、9 4 % 近くの平均落札率の中で 8 0 % 台の工事を抽出した。抽出案件 6 件中 5 件が下水道建設課の発注工事である。なるべく落札率が低ければ税金の投入が少なく済むので、他課の発注する工事でも 8 0 % 台であってほしいが、今回なぜ下水道建設課の発注する多くの工事が、9 0 % に満たない最低制限価格であったのか。</li> </ul>	<p>価を採用する。よって、目標件数を超えることはある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・以前から入札参加登録では、舗装機械を持たずに実績要件で舗装の業種登録が可能である。しかし、より専門業種を活かしていくべきとの考えでアスファルトフィニッシャーを所有又はリースしていることの要件を加えている。</li> <li>・下補第 1 0 号の工事は推進工法によるもので、下单第 1 5 号の工事は開削工法によるものであるため、下補第 1 0 号の工事の方が金額が高い。</li> <li>・地面からの深さによって、どの工法にするか決めていく。深くなれば推進工法を採用し、浅ければ開削工法を採用している。</li> <li>・歩掛や単価の公開、設計書の開示、最低制限価格の算出方法の公表により、積算の精度が向上している。企業努力によるものと考えられる。</li> </ul>
---	---

<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低制限価格を下回る価格を出した業者が3者ほどいる。落札額を低めに積算しようとする業者が何社かいるために落札率が低いのではないか。</li>   <li>・下水道建設課の工事は同じような業者が入札に参加しており、競争力が高いのではないか。</li>   <li>・国の方針で最低制限価格を90%に上げているが、まだ80%台の落札率があるのは何故か。</li>   <li>・下水道工事では同じような業者が参加しているが、特殊な技術や熟練が必要なのか。</li>   <li>(全体を通して)</li> <li>・予定価格を上げれば落札率が下がることから、予定価格の議論も出てくる。前に当委員会で話しが出たが、予定価格を客観的に検証できるような機会を持ってないか、また、工事の専門知識を持った委員を入れるべきではないか、今後考えていく必要がある。これは感想として述べておく。</li>   <li>・辞退者数が今回の抽出案件では少ないのではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事を受注したいが為に最低制限価格ぎりぎりを狙ってくるのではないかと考える。</li>   <li>・土木業者の得意分野であり、利益を含めても価格を低く抑えられたのではないかと推測する。  また、工事は夏に始まり、冬に終わるサイクルであるため、仕事が終わり、1月から3月までの仕事をどうしても受注したいがために努力した結果、落札率が落ちたのではないかと推測する。</li>   <li>・県は今年度から最低制限価格を予定価格の91%以上としているが、市では85%~90%の範囲で最低制限価格を設定しているためである。</li>   <li>・特殊な機械が必要な推進工事を除けば、ある程度の技術を取得した土木工事業者であれば、施工可能であると考える。</li>   <li>・少ないとは感じる。競争性の確保のため、入札の参加は自由、入札の時期までは辞退も自由ということが原則である。このように入札に参加し易く、参加者が多くなる環境を整備していくことが競争性の確保のためにも重要であると考える。</li> </ul>
--	--

<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札辞退の理由は分からないか。</li> <li>・ 辞退理由を聞かないと、行政としてプラスのアクションに繋がられないのではないか。</li> <li>・ 辞退した業者からサンプル調査して無記名で回答をもらうことも一つの方法である。</li> </ul> <p>( 2 ) 第 2 3 回委員会開催に伴う抽出委員の指定について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次回の事案抽出を八木委員に委任。</li> </ul> <p>4 閉会</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業者には辞退の理由までは聞いていない。</li> <li>・ 入札公告の中で条件を示し、単価を抜いた設計書を電子入札システムでダウンロードできるようにしている。それらについて、質問期間を設けて、業者には理解した上で入札ができるよう努力している。従って、業者自らの理由であると思うので辞退理由は聞いていない。</li> <li>・ 辞退者が多くなるなど、その理由を調査する必要がある場合は、検討したい。</li> </ul>
--	--